

東大阪市地第 236 号
令和 2 年 4 月 3 0 日

特定非営利活動法人 代表者

東大阪市市民生活部
地域活動支援室次長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業報告書等の提出期限等について

新緑の候、貴法人におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記につきまして、別添「東大阪市から N P O 法人のみなさまへお知らせです！」
のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、今後の事務連絡等に関しましては、東大阪市市民活動情報サイト「スクラム
は〜と」(<http://higashiosaka.genki365.net/>) の「東大阪市からのお知らせ」に掲載いたしますので、ご確認願います。

【問合せ先】

〒577-8521 東大阪市荒本北 1 - 1 - 1
東大阪市 市民生活部 地域活動支援室
電 話 : 0 6 - 4 3 0 9 - 3 1 6 1
F A X : 0 6 - 4 3 0 9 - 3 8 1 2
E-mail : chiikikatsudo@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市からNPO法人のみなさまへお知らせです！

1 事業報告書等の提出期限等について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業報告書等（具体的には特定非営利活動促進法第29条の事業報告書等及び第55条の役員報酬規程等）の提出期限について、2020（令和2）年1月1日以降6月末までに提出期限が到来する法人については、期限までに提出されない場合であっても、概ね9月末まで督促等を行わないこととします。

なお、2020（令和2）年7月1日以降に提出期限が到来する法人につきましては、今後の状況を踏まえて必要に応じ検討します。

また、事業報告書等の提出については、郵送をご活用ください。

2 社員総会の開催について

今般の新型コロナウイルス感染拡大を受け、定款で定めた方法で社員総会を開催することが困難な場合の代替策について、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課のホームページを参考にしてください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/fuminkyoudou-new/index.html>)

(1) 書面表決・表決委任の活用

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第14条の7の規定により、社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決を委任することができます。また、定款で定めることによって、書面による表決に代えて、電磁的方法（電子メール等）により表決することもできます。

ただし、特定の日時・場所等において社員総会が開催されることが前提であるため、招集を行う理事長をはじめ、最低限の社員の出席が求められることとなります。

(2) インターネット等（オンライン上）を利用した会議の活用

社員が集まらなくても様々なIT・ネットワーク技術を活用することによって、通常の社員総会時と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。

ただし、役員・社員全員が自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要となります。

(3) 社員総会の決議の省略（いわゆる「みなし総会」）

法第14条の9により、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会で可決の決議があったものとみなすことができます。

みなし総会を運用する場合、次の内容を議事録に記載する必要があります。

- ・社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- ・各議決事項の提案者の氏名又は名称
- ・社員総会の決議があったものとみなされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【注意】

法第14条の2で、法人運営の基本として毎年1回の通常社員総会の開催が求められており、社員が法人の業務に関して、直接参画できる機会である社員総会については、極力開催することが望ましいことから、平常時においても、みなし総会を推奨するという趣旨ではありません。

<みなし総会の議事録例>

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 総会のみなし決議に係る議事録

- 1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(1) 〇〇〇〇年度の事業報告及び活動決算について
(2) 〇〇〇〇年度の事業計画及び活動予算について
(3)

2 提案者の氏名又は名称
〇〇 〇〇

3 総会の決議があったものとみなされた日
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
〇〇 〇〇

〇〇〇〇年度の事業報告及び活動決算並びに〇〇〇〇年度の事業計画及び活動予算を決議する件について、同意の可否の意思表示を求めたところ、全社員（〇〇名）から書面（又は電磁的記録）によりこれに同意する旨の意思表示がなされたため、特定非営利活動促進法第14条の9（及び定款第〇〇条第〇〇項）の規定により、総会の決議があったとみなされたので、これを証するため、〇〇〇〇（提案者の氏名）及び議事録作成者がこれに署名押印（記名押印）する。

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

提案者 〇〇 〇〇 印
議事録作成者 〇〇 〇〇 印

社員総会の決議の省略は、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該案件につき**社員全員**が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示した場合にのみ可能となります。

3 その他

新型コロナウイルス関連情報について、下記ホームページを参照してください。

■大阪府ホームページ（府民協働に関するトピックス）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/fuminkyoudou-new/index.html>